

(様式41号)

農地法第 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見書

年 月 日

当初計画者（甲）又は譲受人住所氏名		(外 名)		
承継者（乙）又は譲渡人住所氏名		(外 名)		
係当 る初 事計 項画 に	許可指令番号			
	許可年月日	年 月 日		
	許 可 地			
	許 可 面 積	m ²	用 途	
	当初建設計画	着工（予定）年 月 日	完了予定	年 月 日
係変 更事 計 項画 に	甲の用途・面積	用地		m ²
	甲の建設計画	着工（予定）年 月 日	完了予定	年 月 日
	乙の用途・面積	用地		m ²
	乙の建設計画	着工（予定）年 月 日	完了予定	年 月 日
農地の区分		農用地区域内の農地・甲種農地・第1種農地・第2種農地・第3種農地		
通 達 の 要 件 に よ る 審 査 事 項	検討事項（計画変更通達）		意 見	意見決定の理由
	1	許可条件に基づき許可の取消処分を行ってもその土地が旧所有者（法4条許可の場合は当初計画者）によって農地として効率的に利用されると認められないか	認められる ・ 認められない	
	2	当初計画者の事業計画の実行不可能が当初計画者の故意又は重大な過失と認められるか	認められる ・ 認められない	
	3	計画変更後の事業が当初計画の事業と比べてそれと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められるか	認められる ・ 認められない	
	4	変更後の転用事業がその計画に従って実施されることが確実であると認められるか	認められる ・ 認められない	
	5	変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が当初計画の事業による影響と比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められるか	認められる ・ 認められない	
転 用	検討事項（転用許可基準）		意 見	意見決定の理由
	1	資力及び信用	適当 ・ 不適当	
	2	転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合にはその同意状況	有 ・ 無	

許可基準による審査事項	3 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性	確実 ・ 不確実	
	4 行政庁の免許，許可，認可等の見込み	確実 ・ 不確実	
	5 申請に係る農地以外の土地を利用できる見込み	確実 ・ 不確実	
	6 計画面積の妥当性	適当 ・ 不適當	
	7 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	適当 ・ 不適當	
	8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	有 ・ 無	
	① 災害発生のおそれ	有 ・ 無	
	② 農業用排水機能への支障	有 ・ 無	
	③ 集团的に存在する農地の蚕食・分断	有 ・ 無	
	④ 日照，通風等への支障	有 ・ 無	
	⑤ その他の支障	有 ・ 無	
	9 一時転用である場合にはその妥当性	適当 ・ 不適當	
	① 転用目的	適当 ・ 不適當	
② 転用期間	適当 ・ 不適當		
③ 復元計画	適当 ・ 不適當		
④ 農振農用地の有無	有 ・ 無		
⑤ 有の場合，当初許可年月日	年 月 日		
10 農地の利用の集積への支障の有無	有 ・ 無		
① 農業経営基盤強化法第 19 条の「地域計画の有無」	有 ・ 無		
② 農業経営基盤強化法第 19 条第 7 項の規定による「地域計画」の案の公告	有 ・ 無		
③ その他の利用集積への支障	有 ・ 無		
許可地の現況（転用事実確認証明の交付の有無）			
総合意見			
変更承認に当たり留意すべき事項			

記載事項

- (1) 承継者のない場合，甲のみ記載すること。
- (2) 承継を伴う計画変更，法第 5 条による許可の目的変更又は期間延長による計画変更の場合は，譲受人及び譲渡人を記載すること。
- (3) 転用事業者が事業目的を変更しないで事業計画地の区域又はレイアウトを変更する場合には，事業計画の変更申請内容が上記「通達の要件による承認の基準の 4， 5」及び「転用許可基準による審査事項の 1～10」を満たすかどうかを審査すること。
- (4) 「転用許可基準による承認の基準の 2， 4， 5， 7， 9， 10」の意見については，当該申請について検討該当事項がない場合には，○印は付さない。
- (5) 「転用許可基準による審査事項の 4」の意見は，市町村が他法令の許認可等の権限を有している場合に記載する。

上記のとおり送付します。

年 月 日

千葉県知事

様

農業委員会会長